

後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用促進について



当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、**後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用**しております。

採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。

当院は以下の体制を整備し患者さまに安全な医療の提供に努めております。ご理解賜りますようお願い致します。

- ①当院は後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている
- ②医薬品の供給が不足した場合に当院における治療計画等の見直しを行う適切な体制を有している
- ③医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者さまに十分説明を行います

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは？

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、新薬（先発医薬品）と**同じ有効成分を使っており品質、効き目、安全性が同等なおくすり**です。

厳しい試験に合格し、厚生労働大臣の承認を受け、国の基準、法律に基づいて製造・販売しています。さらに、製品によっては、服用しやすいように大きさや味・香りなどを改良した製品もあります。新薬に比べ開発費が少ないために、新薬より低価格なおくすりです。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師までお尋ねください。

